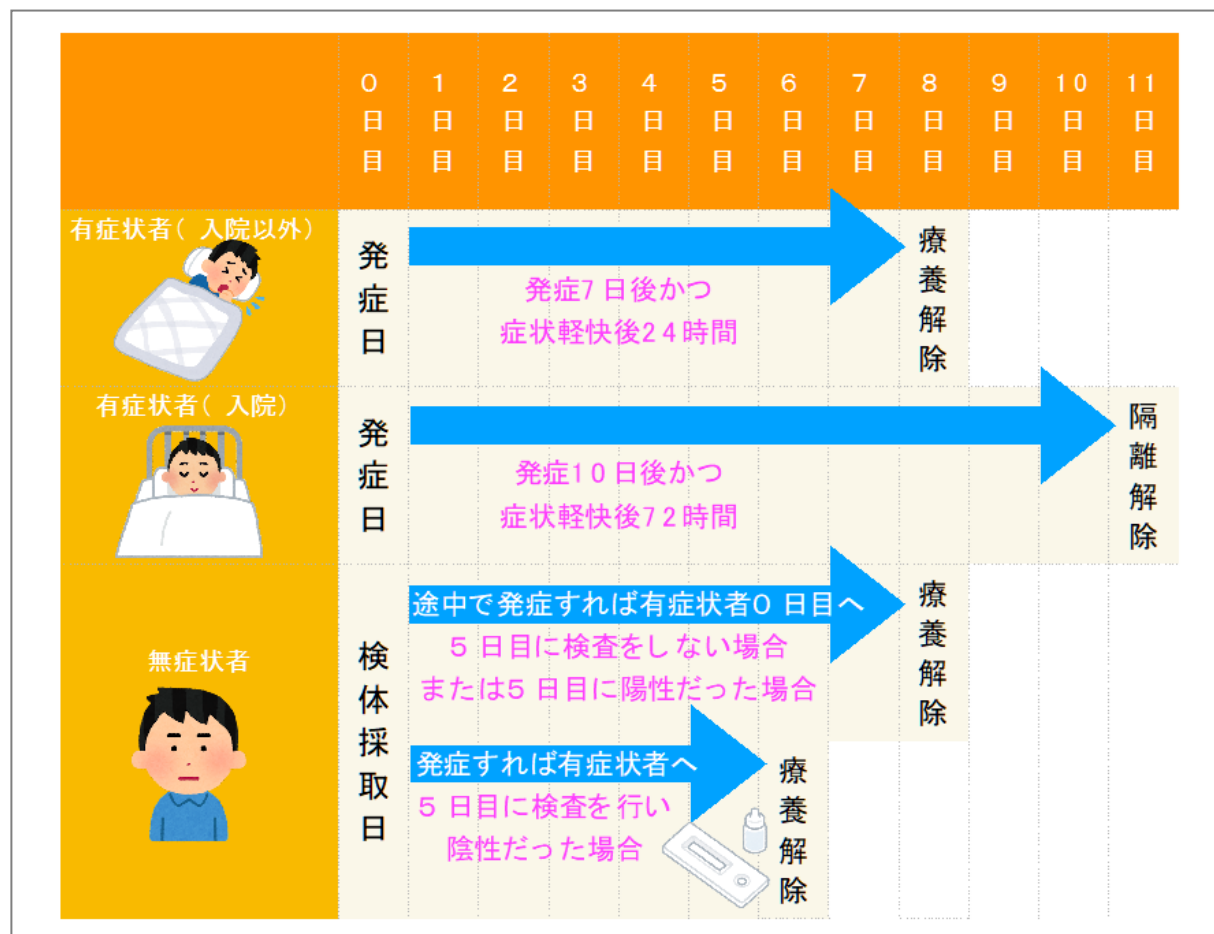


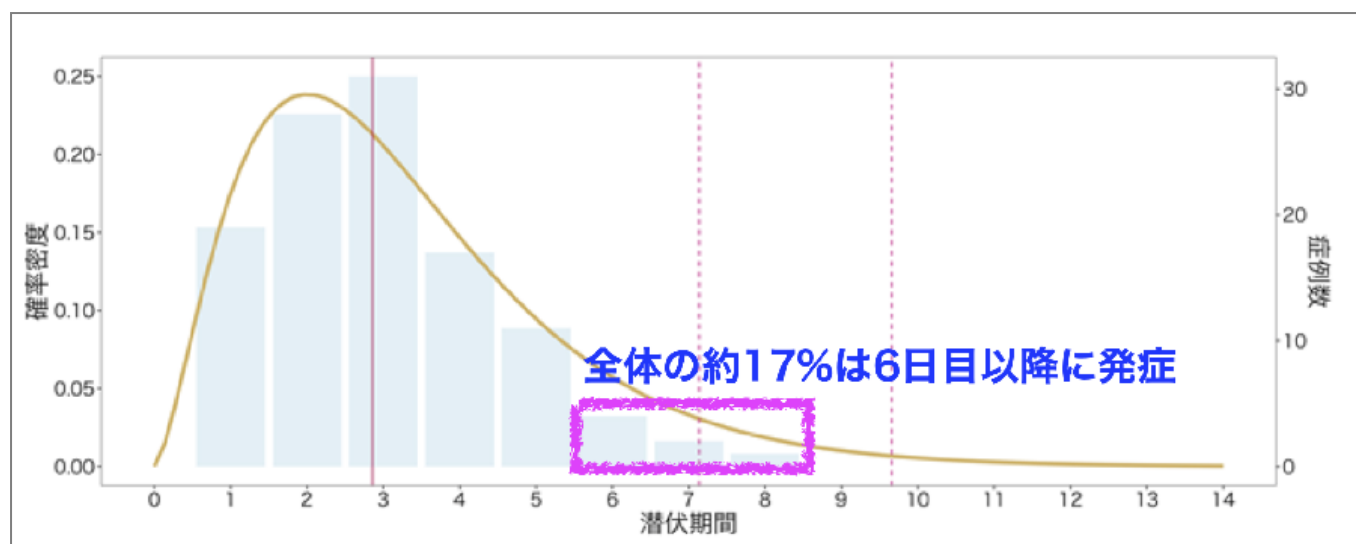
陽性者の療養期間および濃厚接触者の待機期間の短縮 と阪大病院の対応について



2022年9月時点における新型コロナウイルス感染者の療養期間（筆者作成）

政府は2022年9月6日から、新型コロナウイルス感染者の自宅療養期間の短縮について発表しました。これにより、自宅療養者は発症日を0日目として、発症7日後かつ症状軽快後24時間、最短で8日目には療養解除となることとなっています。

オミクロン株については、これまでの変異株と比べても感染性のある期間は同等であると報告されています。つまり今回の変更は科学的な知見によるものではなく、あくまで政治判断です。厚生労働省 第98回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードでは、オミクロン株の感染者の16%が発症8日目にも培養可能なウイルスが検出されるという推計が示されています。このことから、自宅療養が終了した人の中にも一定の割合で感染性のある人が含まれることを示しており、社会復帰後も少なくとも数日は感染対策に特に配慮が必要であることを意味しています。これらのことから、現時点では阪大病院の職員の職務復帰は最短で11日目からという方針を維持しています（自宅療養は8日目に解除）。



オミクロン株の最終曝露日から発症までの期間

同様に、濃厚接触者の待機期間についても2022年7月から検査なしでも6日目から職場復帰が可能となっています。しかし、国立感染症研究所の示したデータではオミクロン株に感染し発症した人のうち17%は曝露から6日目以降に発症していることから、5日目まで発症していないからと言って必ずしもその後発症しないことを担保していないことに注意が必要です。これらのことから、現時点では阪大病院の職員の濃厚接触者の職務復帰は、5日目に検査（PCR検査または抗原定量検査）をして陰性を確認後または8日目、としています。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

ICTマンスリーですが、紙媒体での配信は今号が最終版となります。

長らくのご愛顧、誠にありがとうございました。

感染制御部は引き続き阪大病院の職員の皆さまへの感染対策の情報発信に努めて参ります。